

申請から認定の流れ（新規申し込み）

教育・保育施設長専門講座
（旧：保育所長専門講座）
修了生の方

主任保育士・主幹保育教諭
特別講座
（旧：主任保育士特別講座）
修了生の方

認定ポイント付与対象となる
大会・研修会に参加され、ポ
イントを 1,000 ポイント以上
獲得された方

申請時の必要書類等
①「保育活動専門員」認定証申請書
②上記講座の「修了証書」の写し
③手数料 4,000 円

申請時の必要書類等
①「保育活動専門員」認定証申請書
②大会・研修会の受講証明書の写し
③「認定レポート」
④手数料 4,000 円

7月31日までに全保協事務局あてに申請

申請
年度

10月1日付で「個人認定証」「携行用認定カード」「施設掲示用認定証」を発行

認定期間は
「認定証発行日から5年間」

認定制度の更新にあたっては、更新の手続きが必要です!!

更新時の必要書類等

- ①「保育活動専門員」認定証申請書
- ②認定以後参加された大会・研修会等の受講証明書の写し（合計 400 ポイント以上）
- ③手数料 4,000 円

※更新手続きの詳細は、次頁「更新の手続きについて」をご参照ください

万が一、更新年度に
更新を忘れてしまった場合

6年目

更新年度に更新を忘れてしまった場合 ⇒ 翌年に限り、更新申請を受け付けることができます。

詳細は、必ず当該年度の実施要項をご覧ください。

更新の手続きについて

本認定制度の認定期間は、認定証発行日から5年間です。

認定期間の更新を行う場合には、認定証発行年の5月1日以降に、更新に必要な研修ポイントを獲得し、下記のとおり更新申請を行ってくださいますよう、お願い申し上げます。

1. 更新要件

新規申し込み時とは別に、認定証発行年の5月1日以降に、次の(1)または(2)のいずれかを満たすことが必要になります。

- (1)教育・保育施設長専門講座（旧：保育所長専門講座）の講座プログラム(1)、主任保育士・主幹保育教諭特別講座（旧：主任保育士特別講座）、全国保育士研修会のいずれかを修了されていること。

⇒要：修了証もしくは受講証明書の写し

- (2)10、11 ページ「対象となる大会・研修会と獲得ポイント」に記載された大会・研修会等で合計400ポイント以上を獲得されていること。

※認定証発行年の4月30日以前に獲得した研修ポイントはすべて無効となります。

⇒要：受講証明書もしくは発表証明書の写し

2. 更新申請方法

申請書に上記「1. 更新要件」の(1)または(2)で指定する講座の修了証の写し、もしくは受講証明書等の写し（要件(2)の場合は合計400ポイント以上）のいずれかを添付し、申請期間内（申請年の4月1日～7月31日）に全保協事務局にご郵送ください（更新時の認定レポートの提出は不要です。）。

3. 更新申請時期に関する留意事項

- (1)認定の更新を希望される方は、認定期間（5年間）の最終年に更新申請をいただくようお願いいたします。

※更新後の認定期間は、初回認定時と同様、新たに発行される認定証の発行日から5年間となります。

- (2)認定証の更新は、原則として認定期間（5年間）の最終年の申請期間にのみ更新申請を受け付けますが、更新せずに認定期間を過ぎてしまった場合は、翌年度の申請期間に限り、更新申請を受け付けます。

※この期間を過ぎた場合は更新とはみなされず、再度、新規申請と同様の要件が必要になりますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

詳細は、必ず当該年度の実施要項をご覧ください。